

## 学校感染症と出席停止

次の感染症と診断された場合は、流行拡大防止の観点から、出席停止扱いとなります。医師から診断を受けたら、学校へ連絡するとともに、下表の基準を参考の上、医師の指示により十分療養してください。回復後には、生徒手帳 P66～の「治癒証明書」を記入し、担任に提出してください。※医師による診断書等の添付は不要です。

学校感染症と出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条 平成 24 年 4 月 1 日一部改正)

|  | 病名 (潜伏期間)  | 出席停止の基準  |
|--|--|--|
| 第一種  | 感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症 (結核をのぞく)<br>エボラ出血熱、ペスト、コレラなど 11 種                            | 治癒するまで   |
| 第二種<br>学校で<br>流行し<br>やすい<br>飛沫感<br>染をす<br>る感<br>染<br>症 | インフルエンザ (1～4 日)  | 発症後 5 日、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで                                      |
|  | 百日咳 (5～21 日)   | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで                        |
|  | 麻疹【はしか】 (7～18 日)   | 発疹を伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで   |
|  | 流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】 (12～25 日)  | 耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで                   |
|  | 風疹 (14～23 日)   | 紅斑性の発疹が消失するまで  |
|  | 水痘【みずぼうそう】 (10～21 日)   | 全ての発疹が痂皮化するまで  |
|  | 咽頭結膜熱 (2～14 日)   | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで  |
|  | 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎 (3～4 日)   | 感染のおそれなくなるまで   |
| 第三種  | 急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、パラチフス、 <b>感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)</b> 、        | 病状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで                                  |
|  | その他の感染<br>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、 <b>感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)</b> 、アタ | 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第 |

|  |   |                              |                           |
|--|---|------------------------------|---------------------------|
|  | 症 | マジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ） | 三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。 |
|--|---|------------------------------|---------------------------|

# 治癒証明書

年 組 氏名

病名

出席停止期間

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

医療機関名

保護者氏名

印

